

経済財政諮問会議
議 事 録

(平成 20 年第 14 回)

(開催要領)

1. 開催日時：2008 年 6 月 10 日 (火) 16:40～17:54
2. 場所：官邸 4 階大会議室
3. 出席議員：

	議長	福 田 康 夫	内閣総理大臣
	議員	町 村 信 孝	内閣官房長官
	同	大 田 弘 子	内閣府特命担当大臣 (経済財政政策)
	同	額 賀 福志郎	財務大臣
	同	甘 利 明	経済産業大臣
	同	白 川 方 明	日本銀行総裁
	同	伊 藤 隆 敏	東京大学大学院経済学研究科教授 (兼) 公共政策大学院教授
	同	丹 羽 宇一郎	伊藤忠商事株式会社取締役会長 地方分権改革推進委員会委員長
	同	御手洗 富士夫	キヤノン株式会社代表取締役会長
	同	八 代 尚 宏	国際基督教大学教養学部教授
	臨時議員	舩 添 要 一	厚生労働大臣
	同	岸 田 文 雄	内閣府特命担当大臣 (規制改革)
		伊 藤 達 也	内閣総理大臣補佐官 (社会保障担当)
		谷 口 隆 義	総務副大臣
		草 刈 隆 郎	規制改革会議議長
		吉 川 洋	社会保障国民会議座長

(議事次第)

1. 開会
2. 議事
 - (1) 規制改革について
 - (2) 歳出・歳入一体改革について (社会保障)
 - (3) 経済成長戦略について
 - (4) 「基本方針 2008」に向けて
3. 閉会

(説明資料)

- 規制改革の重点取組課題 (草刈規制改革会議議長提出資料)

- 規制改革の停滞は許されない（有識者議員提出資料）
- 今日の社会保障制度の政策的諸課題（舛添臨時議員提出資料）
- 社会保障国民会議について（伊藤内閣総理大臣補佐官提出資料）
- 社会保障の徹底した効率化努力を（有識者議員提出資料）
- 平成 21 年度予算編成の基本的考え方について（ポイント）（額賀議員提出資料）
- 経済成長戦略
- イノベーションを生み出す新たな仕組みの構築について（甘利議員提出資料）
- 「経済成長戦略大綱」のローリング・改定案について（甘利議員提出資料）
- 基本方針 2008 骨子案

（配布資料）

- 今日の社会保障制度の政策的諸課題（参考資料）（舛添臨時議員提出資料）
 - 社会保障国民会議について（参考資料）（伊藤内閣総理大臣補佐官提出資料）
 - 社会保障国民会議各分科会中間取りまとめ骨子（案）について（参考資料）
（伊藤内閣総理大臣補佐官提出資料）
 - 平成 21 年度予算編成の基本的考え方について（額賀議員提出資料）
 - 経済成長戦略大綱（改定案）（甘利議員提出資料）
 - 経済成長戦略大綱工程表（改定案）（甘利議員提出資料）
-
-

（本文）

○議事の紹介

（大田議員） それでは、ただいまから、今年 14 回目の経済財政諮問会議を開催いたします。

今日の議題は 4 つあります。規制改革について、岸田臨時議員と草刈規制改革会議議長においでいただいております。

その後、社会保障について、それから経済成長戦略のとりまとめを行います。最後に「基本方針 2008」の骨子案について御審議いただきます。

増田議員は、国会の関係で御欠席ですので、谷口副大臣に御出席いただいております。よろしく申し上げます。

それから、今日から後ろの座席に内閣府経済社会総合研究所長で、前日銀副総裁の岩田一政さんに御参加いただきますので、御紹介いたします。

今日は、議長の御公務の関係で定刻の 5 時 55 分きっかりに会議を終了する必要があります。

（福田議長） 58 分ぐらいでも大丈夫です。

（大田議員） 58 分きっかりに会議を終了する必要があります。

（額賀議員） 私は委員会がありますので、50 分には失礼します。

（大田議員） はい。御説明、御発言は、なるべく簡潔にお願いいたします。

それでは、まず、規制改革について御審議いただきます。

岸田臨時議員、草刈規制改革会議議長、それから有識者議員の順に御説明をお願いいたします。

○規制改革について

(岸田臨時議員) 最初に私の方から規制改革への取組状況について、一言申し上げたい。

規制改革会議においては、暮らしの安心、豊かさ、利便性の向上や地域活性化に資する分野について重点的に審議を進めていただき、昨年 12 月に第 2 次答申をとりまとめていただいた。これを受け、政府では、本年 3 月、「規制改革推進のための 3 か年計画」を改定したところ。規制改革を着実に推進するためには、これらの決定事項について、十分なフォローアップを行うことが重要である。

このため、規制改革会議には 3 か年計画の実施状況の監視についてもお願いしており、さまざまな御指摘をいただいているところである。3 か年計画に定められた事項を完全に実施していくことは当然のことであり、改革が着実に進んでいくためには、政府一体となった努力が必要であることは改めて申すまでもない。

経済を活性化し、豊かな国民生活を実現していくためには、なお、数多くの課題が残されている。詳細については、この後、草刈規制改革会議議長から説明があるが、医療、保育、農業などの分野において、消費者、生活者の視点、立場に立った規制改革を重点的に進めていく必要がある。さらに、本年 2 月の経済財政諮問会議において、規制の新設に当たっての事前評価プロセスを設けることが必要ではないかという御指摘をいただいたところである。この点についても、各国の仕組み等を参考にしながら検討していく必要がある。

私としても、規制改革の推進に最大限力を尽くしてまいりますので、福田議長を始め、関係各位の一層の御指導、御協力をよろしくお願いしたい。

(大田議員) それでは、草刈規制改革会議議長、よろしく申し上げます。

(草刈規制改革会議議長、以下「草刈議長」) それでは、資料「規制改革の重点取組課題」にしたがって説明する。

ただいま岸田臨時議員から話のあったフォローアップと併せ、7 月以降の活動の指針とすべく中間とりまとめを現在鋭意策定中である。今日は、今後の取組の重点課題となる保育、医療、農業における方向性、そして事例を紹介し、併せて、先ほど話のあった新設される規制の事前評価、いわゆる R I A のあり方について、当会議の意見を申し上げたい。

まず 1 ページ目、保育分野。言うまでもないが、少子化の進行による労働人口急減、これへの最も現実的かつ有効な施策は、女性労働の質・量をとともに大きく伸ばしていくことにある。その決め手は、女性が安心して働き続けられる環境整備、なにかんづく質を伴う保育の量的大幅拡大、その実現にあると確信している。また、これは出生率の回復という根本問題にも大いに資する。

そのための主要な改革の具体策として次の 4 点を挙げている。

まず、1 点目は、直接契約、直接補助。行政が保育所を指定するという今の方式

から、保護者が自分の子どもに最も適合するところを選択する制度に変更してサービスの質を高めていく。また、例えば、低所得家庭、障害児等に対して機関補助とは別に直接補助方式を検討することを求めている。

2 点目は、現行の保育所に入る要件である「保育に欠ける」子。これは昼間の労働が常態になっている主婦しか対象にならず、パートや夜間労働など、多様化する保護者の就労状況に対応できていない。要件見直しは必須である。

3 点目は、保育所の設置・運営基準を何でも国が統一的に決めるという今の方針を変え、極力地域行政に任せること。例えば、東京の都心と沖縄、北海道の置かれた条件というのは全く違う。その辺を十分考える必要がある。

4 点目は、子育て支援サービスの多様化推進策。認定こども園、保育ママ、放課後学童保育の迅速な拡大を提起している。

次に 2 ページ目、医療分野。課題が多々ある中で、2 件に絞って問題提起する。

まず、健康保険のレセプト審査支払機関である社会保険診療報酬支払基金について。平成 23 年には完全オンライン化をすることが決定済みである。また、平成 19 年度末、この 3 月までにその効果測定として業務効率化計画、手数料合理化見通しの当会議への報告が閣議決定で義務づけられている。先ごろ、左の表のとおりレポートが来たが、職員数、費用総額、手数料、このような項目を見ると、申し訳程度の減少になっている。一体何のためのオンライン化なのか、これでは効率化の範疇にも入らず、とても受け入れることはできない。韓国の例が右に出ているので、これも参照して徹底的な効率化を再設計していただきたい。もし、できないとすると、当会議としては、支払基金への委託をやめて、原点に立ち返り、保険者の直接審査または「市場化テスト」ということにならざるを得ないかと思う。なお、これは健康保険の話だが、国民健康保険を加えると、審査に要するコストは、ここに書いてある 800 億円弱ではなく、ゆうに 2,000 億円を超える。

次に、医師不足について。医師と医療従事者の連携、いわゆるコメディカルによってカバーしていく提案である。例として、看護師を活用するとともに、5 万人強の日本の助産婦を病院とのネットワークを構築して活用し、急変している産婦人科医の不足をカバーしていくことを挙げている。

その下は農業分野。本件は先般の経済財政諮問会議でも議論されているが、我々の認識としては、世界的な食料危機、そして日本の食料安全保障確保の観点から、今、日本農政の抜本改革が求められているということを強く認識している。

そうした状況の中、まず次の 3 点を急ぎ施策すべきではないか。時間の関係もあるので要点だけ申し上げると、1 番目に、参入規制の緩和。2 番目に、規模拡大による農業経営の効率化。そして、3 番目に、意欲ある担い手への大胆な経営支援である。

3 ページ目、先程岸田臨時議員から話のあった規制の事前評価。

去年から所轄官庁自身による、いわゆる R I A（規制影響評価）が行われるようになったが、当該規制が必要な内容を満たしているのか、あるいは必要最小限でかつ合理性があるのか、このような視点での第三者チェックというのは日本にはない。

表にあるように実施機関はさまざまだが、すべての先進国で第三者によるチェックが行われている。我が国でもこの制度を導入すべきである。導入に際し検討すべきポイントとしては、右下にあるように、まず、チェックすべき対象について、法律、政省令のほか、通知・通達というものも範囲に入れるべきではないかということ。次に、どの機関がどうやるかということ。まず、担当すべき行政組織を決めた上で、それぞれの事例に関する知見を有する有識者からなる第三者諮問機関を構成し、担当大臣に助言を行う形が望ましいかと考える。また、タイミングについては、余りにも短期間だと、十分なチェックができないので、例えば閣議決定の数ヶ月前からスタートできる形が望ましいかと考える。

(大田議員) ありがとうございます。それでは、民間議員からお願いいたします。

(八代議員) 民間議員提出資料「規制改革の停滞は許されない」について説明する。

規制改革は、企業のビジネス・フロンティアを拡大し、生産性・成長力を高める方策であるだけでなく、国民生活の質を高めるための基本的な手段でもある。

まず 1 番目に、消費者・生活者本位の規制改革。規制改革会議より今回提示された重点 3 分野の規制改革で示されているが、それは別紙にもあるように、経済財政諮問会議でもこれまで何回となく議論してきたものである。

その意味でも「基本方針 2008」に盛り込むと同時に、連携を取ってしっかりと進めて、年内に具体策について結論を得て、年末の第三次答申に是非盛り込んでいただきたい。その過程では、改革のメリットが国民の目に見えるよう公開討論等、オープンな場で省庁との議論を重ねていただきたい。

2 番目に、規制の新設プロセスの抜本的強化。これは岸田臨時議員、草刈議長ともに御指摘になった点だが、福田内閣が掲げる消費者主役の社会は、消費者の立場を重視するという意味で、基本的に規制改革と同じ方向。消費者庁の創設は、この意味で非常に重要な意義を持っている。ただ、一部には消費者庁の創設が不必要な規制強化につながるのではないかと懸念もある。そうした懸念を払拭するためにも不必要・過剰な規制を徹底的に撤廃し、消費者にとって必要な規制を最小限のコストで行うことは、消費者の利便性・生活の質の向上、安心・安全の確保に結びつくものであり、これを実現する必要がある。

そのためにも、規制を新設する場合には、その必要性和効果を厳密に事前評価することが大事である。昨年 10 月より規制が新設・改廃される際には、各府省に規制の影響分析が義務づけられている。ただ、既に 2 月 28 日の民間議員提出資料で指摘したように、評価の客観性・透明性、説明責任、規制の効果とコストの定量的な分析などの面で改善余地が大きいのではないかと懸念がある。総務省は、各府省の事務負担にも配慮しつつ、一段の質の向上を目指していただきたい。

併せて、規制の厳密な事前評価のためには、中立的な第三者によるチェックが不可欠である。この点、我が国は米国や英国などの仕組みと比べて欠けており、第三者の評価がなければ、過剰規制の防止や規制コストの最小化が不十分になる。規制の新設・改廃の妥当性も含めて、第三者機関がチェックを行う新たな仕組みが必要である。

少し補足すると、仮に R I A を本格的に導入すれば、新たな規制を導入したことによる経済社会への影響をチェックすることができる。例えば、過去の改正建築基準法では、適正なソフトウェアの準備もなしに導入することで、建設工事に大きな影響を与えたわけだが、そうした事件も今後は未然に防止できるのではないか。是非、この点効果的な仕組みを構築していただきたい。

岸田臨時議員には、事前評価を含めて規制の効果を第三者が常に分析・検証する体制について、規制改革会議と連携し、具体的に検討をいただき、年内に経済財政諮問会議に御提案いただきたい。

(大田議員) ありがとうございます。それでは、自由に御討議をお願いします。

どうぞ。

(丹羽議員) これまで経済財政諮問会議で議論してきた規制改革に加えて、草刈議長からご提示いただいた重点 3 分野についても、年内にできるだけ具体的に結論を得るようにお願いをしたい。特に、農業を取り巻く環境については、潮目が大きく変わりつつあるので、農業の国際競争力強化のためにも、「平成の農地改革」の具体的な改革を是非年内に決めるようお願いしたい。

前々から思っているが、規制改革が利便性の向上や競争力の強化に資するということであるにもかかわらず、特に地方分権の関係で見ても、官の抵抗がものすごく強いというだけではなく、民の中にも何とか協会、何とか会というような業界団体の既得権益を守ろうとする動きがかなり岩盤として潜んでいる。官民双方にメスを入れていくことが必要ではないかと思う。この点についても、是非、年内をめどに、できるだけ効果が上がるようお願いしたい。

(大田議員) ほかにございますか。どうぞ。

(谷口総務副大臣) 八代議員からご説明いただいた規制の新設プロセスの抜本的強化について、定量的な分析が少ないという御批判をいただいていたが、評価の質の向上に努めてまいりたい。また、総務省としても、政策評価制度を所管する立場から、必要な協力を全面的にしてまいりたい。

(大田議員) ありがとうございます。よろしくをお願いします。

ほかには、よろしいでしょうか。

それでは、議長からございますでしょうか。

(福田議長) 規制改革は、消費者重視の行政を進めるに当たっての重要な柱であるので、規制改革会議の重点 3 分野を含めて、しっかりとした方向性を年内にお出しいただくようお願いしたい。また、岸田臨時議員は、規制の事前評価体制について具体的検討をお願いしたい。

(大田議員) 経済財政諮問会議でやってきた分野と重点 3 分野は重なっておりますので、今後とも連携を取っていただくようお願いいたします。岸田臨時議員には規制の事前評価の具体策を総務省とも連携を取っていただくようお願いいたします。それでは、岸田臨時議員と草刈議長は、ここで退席されます。ありがとうございました。

(岸田臨時議員、草刈議長退室)

(大田議員) それでは、舛添臨時議員、伊藤内閣総理大臣補佐官、吉川社会保障国民会議座長が入室されますので、しばらくお待ちください。

(舛添臨時議員、伊藤内閣総理大臣補佐官、吉川社会保障国民会議座長入室)

(大田議員) それでは、歳出・歳入一体改革のうち、社会保障について御審議いただきます。舛添臨時議員、伊藤内閣総理大臣補佐官、吉川社会保障国民会議座長、お忙しいところありがとうございます。

それでは、舛添臨時議員、それから伊藤内閣総理大臣補佐官、そして有識者議員、額賀議員からも予算編成の基本的な考え方について、後ほど御説明をお願いいたします。

時間が限られておりますので、できる限り簡潔な御説明をよろしくをお願いいたします。

では、舛添臨時議員からお願いします。

○歳出・歳入一体改革について（社会保障）

(舛添臨時議員) 資料「今日の社会保障制度の政策諸課題」をごらんいただきたい。

1 ページ。制度の持続可能性を高めるための一連の改革を進めてきた。平成 16 年度以降、年金、介護、医療の社会保障制度改革を断行した。この改革の結果、国庫負担ベースで 2011 年度までに約 1 兆円が抑制され、2025 年時点で対 N I（国民所得）比 4 %相当の給付・負担が抑制される見込みである。

一方で、社会保障について、国民の間にさまざまな不安があるので、年金記録問題、長寿医療制度問題につき、運用の改善、見直し等を行っているところである。

さらなる効率化に向けた努力として、「医療・介護サービスの質向上・効率化プログラム」を策定し、必要なサービスの確保と質の維持・向上を図りながら供給コストの低減もさらに行っている。

新たな取組について。医師不足などの医療提供サービス、介護提供サービスについて、非常に国民の不満が高まっている。少子化問題なども含め、改革の中で顕在化した問題については、必要な手当てをする必要がある。

2 ページ目。とりわけ制度の持続可能性とともに、サービスの提供体制を確保するという取組が医療・介護分野で必要であり、近々発表するが、「安心と希望の医療確保ビジョン」を策定しつつあり、専門家の御議論をいただいている。その議論の中では、やはり医者数が足りない、この認識の下にやる。多過ぎるのではないかといたり、足りているのではないかとという人もいるが、1 週間に 80 時間、90 時間働いている人を普通の労働時間に戻すだけで倍の人数が要るのだから、そのようなことをきちんと考えていただきたい。

それから、スキルミックスを行い、コメディカルも活用するとともに、地域での医療の推進を行う。患者家族についても、兵庫県の柏原病院というところでは、小

児科を守る家族の会というものをつくっているが、このことで相当医者負担が減っているという。国民の側も動いてください、ということ。このようなビジョンの作成をやっている。

3 ページはコストの問題について。効率化の努力はするが、一言で言えば、やはり財源確保が必要である。さまざまな努力、例えばメタボ対策や生活習慣病の対策のほか、ジェネリックを使うことで、今年も 1,000 億円を節約した。それから、IT を使うなど、さまざまな改革努力をやっていく。

しかしながら、単なる効率化努力だけでは、とてもできないぐらいに財源確保の必要性が生じている。基礎年金も 2 分の 1 国庫負担割合の実現がある。「子どもと家族を応援する日本」重点戦略では、追加所要額が 1.5 兆円から 2.4 兆円とされている。なんとといっても、今、介護の現場に人が集まらなくて、介護も崩壊状況にある。医者も特に勤務医がひどい状況になっている。このような状況であるので、財源確保はやはり必要だということを強調しておきたい。

(大田議員) ありがとうございます。それでは、伊藤内閣総理大臣補佐官からお願いいたします。

(伊藤内閣総理大臣補佐官、以下「伊藤補佐官」) 吉川社会保障国民会議座長とともに出席させていただいているが、私の方から用意した資料を説明したい。

社会保障国民会議の概要であるが、総理の強いリーダーシップの下で、本年 1 月に設置し、吉川先生に座長をお務めいただいている。3 つの分科会を含め、今日まで 19 回精力的に議論を重ねてきた。今月中に中間とりまとめをしたいと思っているが、この中で、社会保障の将来のグランドデザインを描いていくに当たっての基本的な方向性、制度改革についての論点をできる限り盛り込んでいきたい。そして、本年の秋に最終的なとりまとめを行いたいと考えている。

そこで、中間とりまとめに向けて現段階での主な議論の方向性を紹介させていただきたい。

まず、社会保障の基本哲学であるが、議長も何度もお話になっているが、自立と共生、そして社会的公正の実現にある。この考え方に立って、改革の方向としては、「社会保障の機能強化」を目指す。このことを大切にしていきたいと考えている。

1990 年代以降、制度の持続可能性を維持するために累次の改革を実施し、一定の成果を実現してきたが、他方で少子高齢化の一層の進行など新たな課題に直面しており、これを解決していくために、社会保障の機能強化に重点を置いた改革を実施することが重要だと考えている。

そこで、改革の基本的な方向であるが、大きな論点が 6 つあると思っている。

第 1 に、制度の持続可能性・社会保障制度の基盤充実。社会保障の安定的な経済成長への寄与も大切であるし、制度自身の基盤を支えることにもなる。また、基盤を支えるためには、現役世代の活力を維持していかなければならない。そのために、雇用の安定確保や能力開発を進め、非正規労働者への社会保障の拡充をしていくことが大切だと考えている。

第 2 に、高齢期の所得確保の問題。自助・共助・公助を適切に組み合わせていく

ことが基本であるが、中核を担うのは公的な年金であり、年金制度の長期的な安定を図ることが大切だと思っている。この点に関しては、年金財政方式について、さまざまな提案がされているところであり、私どもとしては、客観的、定量的なシミュレーションを行い、基礎的なデータを公表させていただいたところである。また、情報開示をすることによって、このデータについては、再計算ができるようにした。そして、共通の客観的なデータに基づき、さらに国民的、建設的な議論がされることを期待している。

第 3 に、医療・介護サービスの改革である。サービス需要は、将来増大することは避けられない。一方で、サービスの提供体制についてはさまざまな課題がある。例えば過剰な病床数など効率性の問題、他方では手薄な人的配置などの問題がある。医師不足問題や地域医療をめぐる問題の背景には、やはり医療の構造問題があり、したがって、現下の問題への取組と同時に、サービス提供体制について大胆な効率化、併せて構造改革を進めるとともに、将来のサービス需要増大を支えるための人的・物的資源を計画的に整備することが必要だと考えている。

第 4 に、少子化対策について。直近の出生率は 1.34 にやや回復はしたが、少子化対策の遅れは大きな問題である。少子化対策は未来への投資であり、第二次ベビーブーマーが適齢期にいるうちに思い切って効果的な対策を打つことが必要だと考えている。

第 5 に、セーフティーネット機能の強化。総じて社会保障制度の体系が働き方の多様化、女性高齢者の社会参画の拡大、ライフスタイルの多様化に対応できない状況にある。このことが非正規労働者の増大など、社会保障制度のセーフティーネット機能が十分働いていないという批判につながっている。社会保障の本来の機能は、所得再配分あるいは民生安定、サービス保障、こうした機能が十分働くように社会保障制度の機能強化のための改革を行うことが必要だと思う。

第 6 に、制度への信頼の回復・国民目線の改革の実施。最近の社会保険庁の不祥事など、信頼を揺るがす事態が生じていることは大きな問題である。社会保障は国民相互の支え合いの仕組みであり、制度に対する信頼が失われれば、制度そのものが成り立たなくなる。国民にわかりやすい制度、国民が納得できる制度を構築するとともに、国民の目線に立って、運用面を含め、改善できることは直ちに実施していかなければならない。

次に財源の問題であるが、必要な改革を行い、社会保障の機能を強化していくためには、安定的な財源を確保していくことが必要であるし、そのための国民の合意形成を図っていかなければならない。それに資するような議論を国民会議で進めていきたい。なお、医療・介護サービスについては、中間報告後に将来費用の推計を行う予定である。

2 ページ目は、雇用・年金分科会の中間とりまとめ案。

3 ページ目は、医療・介護・福祉分科会の中間とりまとめ案、少子化・仕事と生活の調和分科会の中間とりまとめ案を記載している。

3 ページ目の最後になるが、社会保障国民会議は、国民との対話を重視しており、

広く国民の方々の意見募集もしているところ。また、地方の意見交換会、また総理も含めて視察も積極的に実施しており、現場の実情を踏まえた社会保障のあるべき姿の議論を引き続き行っていきたい。

(大田議員) ありがとうございます。吉川社会保障国民会議座長、何か補足がありましたら、後で討論のときによりしくお願いいたします。それでは、民間議員からお願いいたします。

(八代議員) 「社会保障の徹底した効率化努力を」という民間議員提出資料を御説明する。

「1. 『基本方針 2008』に向けての考え方」について。高齢化が進み続ける一方で、現役世代の人口や労働力人口は既に減少局面に入っている。増え続ける社会保障負担をどのように合理的な範囲にとどめるのか。そして、その分担をだれが行うのかは、我が国経済社会の最大の問題である。

ただ、社会保障費をめぐる議論には、若干の混乱もある。舛添臨時議員が先ほどお話しになったように、救急医療の充実や、産科等の医師不足の解消など緊急の課題ある。だからといって、今の社会保障には効率化の余地は余りないということではないのではないか。新たな課題には、国民のニーズを受けてしっかり対応する必要があるが、現行制度の効率化にはまだまだ努力の余地があるのではないか。これも、今の制度のままで単にお金を削るということではなく、制度改革を通じてコスト削減をするのが本来の考え方ではないか。

したがって、次のような2つの基本的考えにより、財政規律を守りつつ、国民の安心へのニーズに対応することを考えている。

第1は、「現行制度の効率化」に徹底して取り組み、最大限の削減を行う。過剰投薬や重複検査、不正な保険請求といった現在の問題は、長く解決されていない。高齢者1人当たりの医療費には、地域格差が非常に大きい。

それから、後にあるように効率化を進めるべき分野は多く、その努力を放棄してはならない。2011年度のプライマリー収支黒字化に向けての、増額抑制枠（5年間で1.1兆円、1年間で2,200億円）は、現行制度の効率化を進めるためのテコである。2009年度予算においても、社会保障費の伸びを圧縮すべく、最大限の削減を行う必要がある。

第2は、新たな課題によって発生する歳出増の財源は「財源確保の原則（他の歳出削減、もしくは増税で賄う）」という原則をきちんと守る。大胆な政策の棚卸しなどの歳出構造の改革や政府全体のムダ・ゼロで対応する。それで不足する分は、負担とセットで議論するべきである。

それでは、具体的に現行制度の効率化にどのような余地があるかであるが、2011年度までに6,600億円の増額抑制が必要である。そのために、昨年策定の「医療・介護サービスの質向上・効率化プログラム」に沿って、供給コストを最大限減らすことが必要ではないか。

大きな柱は「①後発医薬品の使用促進」で、先ほど舛添臨時議員からもお話があったが、現在の日本の使用比率は非常に低く、厚生労働省の方は30%を目標に頑

張ってはいるが、我々は更に欧米諸国並みの 40%まで引き上げる必要があるのではないかと考えている。

これは決して非現実的ではなく、例えばフランスは日本と同じように後発医薬品使用割合が低かった国であるが、2004～2006 年のわずか 2 年間で 12%から 39%まで後発医薬品の比率を大幅に上げた。これはどのようにやったかという点、後発医薬品が既に存在するものについては、後発医薬品分だけを保険でみる。あえてブランド薬を求める患者には、その差額を患者の自己負担にするという方式を取ったと聞いている。これは言わば、ブランド薬を既に厚生労働省が認めている選定医療の範囲に加えるという一つの制度改革で、このような徹底したことをやればフランス並みの 40%の引き上げも決して無理ではないと思う。

「②検査等の適正化」で、我が国では手術前の検査入院の期間が欧米諸国に比べ長い。手術をした後、入院するのは当然のことだが、手術前の検査は、例えば外来でもできる余地は大きいのではないか。それで、入院期間を半分以上に短縮することでかなりの費用が浮く。

「③不正・不適切な保険請求の是正」で、不正・不適切な保険請求も新聞等でよく出ている。コンタクトレンズ処方や柔道整復の療養費。後者はマッサージに事実上、保険が使われている。規定ではそれはいけないはずだが、実際は、これで最大限 3,000 億円ぐらいの費用が使われている。このうちどれだけが無駄かはまだチェックされていないが、そのようなものは厳しく監査・指導の徹底を行う必要があるのではないか。

3 ページ目には「④医療の IT 化（レセプト・オンライン化等）の推進」で、このような IT 化のスピードを更に進める。これは単に請求事務の簡素化だけでなく、これを通じて検査や投薬の重複などのさまざまな医療費の無駄を排除することができるわけで、現に韓国では非常に大きな成果を上げている。それから、医療保険への加入漏れや二重加入の防止を始めとする保険事務の効率化のために、社会保障カード（仮称）の導入を急ぐ必要がある。

「⑤公立病院の改革」は、増田議員からも何回も御報告いただいたが、民間に比べ高い人件費割合とか、公立病院の再編などの改革を急ぐ必要がある。

「3. 現行制度の効率化（その 2）：さらなる選択肢」としては、「①雇用保険に対する一般会計からの国庫負担見直し」で、国庫負担の水準はやはり雇用情勢に応じ弾力的に設定される必要があり、現状では大幅に縮減ないし廃止すべきではないか。

「②開業医の再診料見直し等」も、厚生労働省でかなり御苦労されているが、開業医と病院との再診料の格差は明確な説明が付きがたい。平成 22 年度の診療報酬改定の際に見直す必要がある。また、ホームドクター制の構築等により、開業医と病院の機能区分を明確にし、連携の取れた医療システムを構築する。先ほど舛添臨時議員から、勤務医の方は非常に激務だということだったが、他方で開業医は余り夜間診療もしていないわけで、そのような意味でもっと医師間の格差を是正することで実質的に医療サービスを増やす余地は大きいのではないか。

4 ページ目の「4. 新たな課題へ取り組むにあたって ～医療人材の確保のために～」について。今、医師がかなり不足しており、そのためにどうするか。舛添臨時議員の「安心と希望との医療確保ビジョン」を、是非、速やかに行っていただきたいが、それを効果的にするためには、やはり現行の制度のままでは限界があり、規制自体を変えていく必要がある。

例えば「①女性医師の就労支援（病院保育体制の拡充等）」で、これはフレックスタイム、短期時間勤務等の導入促進を図る必要がある。

「②医療事故補償制度拡大の検討」で、産科の医療事故補償制度、無過失事故に対する補償であるが、このようなものについては、他科への拡大について検討していただきたい。

「③麻酔専門看護師の導入、歯科医による医科麻酔」で、麻酔科医が非常に不足しているわけだが、これは欧米のような麻酔専門看護師を導入する、あるいは歯科医による医科麻酔を導入する。このためには、やはり今の制度をかなり変えなければいけない。医者がすべての医療行為を行う。医者以外は全くやらせないという現行の規制を弾力的に見直すことで、初めて不足している医師の補強ができる。

これは「④助産師による正常分娩への対応」も同様。

「⑤へき地等での薬剤師・看護師の活用」で、へき地等における薬剤師・看護師の積極的な活用も、今は医師の監督がないとできないが、それをかなり弾力的に見直していただく。

それから「⑥介護職による、痰の吸引、経管栄養の管理」。昔からの大きな課題だが、そのような医師の行為を関連分野の方も追加的な訓練でできるようにすることによって、初めて貴重な医療人材の確保が可能になるのではないか。

(大田議員) ありがとうございます。

それでは、額賀議員から説明をお願いします。

(額賀議員) 「平成 21 年度予算編成の基本的考え方について ポイント」という財政制度等審議会の資料について。

1 ページ目。これは御承知のとおり、我が国財政は、現在進められている財政健全化に向けた取組の手綱を緩められるような状況にはなく、今後とも、成長力の強化と財政健全化を車の両輪として一体的に改革を進めるという「基本方針 2006」等を堅持し、規律ある財政運営を行っていく必要があること。

まずは「2011 年度には国・地方を合わせたプライマリー・バランスを確実に黒字化する」との目標を堅持し「基本方針 2006」等で示された方針に沿って、歳出・歳入一体改革を確実に実施すべきであることが指摘されている。

また、安定的な財源を確保していくためには、消費税を含む税体系の抜本的改革を早期に実現させるべく取り組んでいく必要があるとの考え方が示されている。

さらに、利払い費を含めた財政収支の均衡を目指すことにより、債務残高をこれ以上増やさない財政構造とするよう具体的な検討が必要であることが指摘されている。

その上で、平成 21 年度予算編成に向け、資料の 2～3 ページ目に示されている

ように、「1. 社会保障」では経済・財政とも均衡の取れたものとなるよう、今後とも給付と負担の見直しに取り組む必要があること。特に社会保障については、高齢化の進展により、これは厚生労働省のデータであるが、2006 年度に 90 兆円の給付が、2025 年度には 141 兆円にまで、経済の伸びを上回って増加する見込みが示されている。

「3. 公共事業」では、真に必要な社会資本の整備に向け、一層の重点化を図るべきこと。

「4. 文教・科学技術」では、教育予算対 GDP 比の OECD 平均を目指すことに意味がないのではないか。

そのような、各分野における歳出改革への取組について御提言をいただいている。

最近の状況にかんがみると、社会保障や教育など、さまざまな分野で歳出圧力が増大する傾向はますます強まっているが、改革の後退のイメージを与えることがないように、これはきちんと財政の健全化に向けた取組を着実に進めていくことが必要である。私から申し上げた考え方を、今後の「基本方針 2008」のとりまとめに向け、是非、盛り込んでいただきたい。

(大田議員) ありがとうございます。それでは、御自由に御議論をお願いいたします。

まず谷口副大臣、どうぞ。

(谷口総務副大臣) 今、社会保障国民会議の議論について御報告があったが、私からは留意していただくべき 2 つの観点についてお話を申し上げたい。

まず、社会保障の財源の確保。地方においては、医療・介護などの社会保障給付について応分の負担を行っているのみならず、施設の運営、マンパワーの配置など、住民サービス、また、介護予防、自立支援などの社会保障制度を支えるきめ細かな幅広いサービスを提供している。ちなみに平成 17 年度においては、社会保障給付費に含まれていない、このような費用が 7.9 兆円に上っている。社会保障の財源を議論する際には、これらの負担もきちんと含めていただき、国・地方を通じ必要な財源確保を行っていく視点が必要である。

次に、地方分権による運用改善について。現在の社会保障制度には、運用の改善により国民の利便を向上できる部分がある。例えば保育所などの設置基準、公営住宅の入所要件等を見直せば地域の実情に応じた施策展開は可能になり、住民にメリットがもたらされる。最適な社会保障を実現するためには、義務づけや、格付けの見直しのようなことを行う地方分権を進めていく視点が必要である。

中間報告のとりまとめに当たっては、地方からの要望も強い、以上の 2 点については是非とも盛り込んでいただきたい。

(大田議員) それでは、丹羽議員、お願いします。

(丹羽議員) 御承知のように、医療・介護の給付対象者が確実に増える。額賀議員がおっしゃるように、限られた財源でサービスの質・水準を落とさないということになると、やはり効率化が必須になる。

それで 2 つお願いをしたい。民間議員提出資料にもあったが、特に社会保障カー

ドをできるだけ前倒しで実行していく必要があるのではないか。既に作業部会で検討中だと思うが、日本には既に住民基本台帳ネットという全国的な基盤があるので、厚生労働省と総務省は導入の前倒しに向かって、是非、検討を加速していただきたい。

2つ目は、国民が安心して医療を受けられることから考えて、風邪でも大病院に殺到することが起きているが、高度な医療設備を持った病院でも、町の診療所でも、同じような価格で診察が受けられるということは如何か。診療報酬に、病院と診療所の施設運営コストの差を適切に反映することで役割や機能を明確にし、財源の配分もそれに応じたものになるように取り組むべきではないか。

非常に俗な言葉を使うと、カロウラの料金でベンツに乗るような制度は長続きしない。現在はカロウラの料金で、非常に高度な機械設備の整った病院へ、すり傷でも風邪でも行く、ということが起きているが、このようなことを改めていく必要がある。そのためにはやはり、先ほど申し上げた、同じような価格で診察が受けられることを変えていく必要がある。

また、アメリカのように、ホームドクター制の構築を早急に検討すべきではないか。ホームドクターの開業医からの紹介がないと病院の診察が受けられないという方向に持っていくべきではないか。そうすれば、ベンツの料金でベンツに乗るわけである。カロウラの料金でベンツに乗ることは、やはり長続きする制度ではないので早急に検討すべきである。

(大田議員) ほかにいかがでしょうか。

それでは、舛添臨時議員、お願いします。

(舛添臨時議員) 民間議員提出資料「社会保障の徹底した効率化努力を」について。

最後の4ページだが、まさに私が今、構造改革をやっているのは、このとおりである。それに1つ付け加えていただきたいのは、メディカルクラークというものである。

それで、このような課題に取り組むためにはお金がゼロではできない。ここで一番お金がかかる。つまり、医師不足だが、看護師も不足である。それで看護師もへとへとになっている。それが1つ。

それから、彼女ないし彼らの質を上げないと代替できない。その教育費とか何とかで、今、自分のところのチームで試算を行っているが、400床以上の大きな病院だけについて、それを全部、個々のことを手当てすると、年間2,000億円は最低でもかかる。だから、これがただではできないということが1つ。

あと、2,200億円をどこから出すかで雇用保険の問題があるが、これは要するに政府の責任としての1,600億円を減らすことが、今、説得的であるかどうかということであり、労使の問題もある。これに対する政府の責任として、ここから取るのがどうかというクエスチョンマークを申し上げておきたい。

それと、今のベンツ、カロウラの話はもうわかったとおっしゃるのだと思う。私は医師会に対しても言うべきことは言っているが、いろいろ難しい問題もある。

それから、地域でのトライアージというのは、だれがトライアージをやるのか。トリ

アージのシステムを地域で構築するにもお金がかかる。実を言うと、医師の数を増やすのは、国の予算からみると、大してかからない。むしろ、今、言った構造改革に一番お金がかかることを申し上げておきたい。

それと、例えばジェネリックについて言うと、今の日本の 30%は、今の使えるジェネリックをほとんど満杯的にやるということで、若干、よその国と違う。それから、ここまでできたのは、今まではジェネリックを使うというときに医師の印がないと使えなかったのを、なくてもジェネリックをどんどん使えるようにした。そこまでが限度で、医師に聞いても、やはりジェネリックは安全ではないという考えがまだいろいろあったり、それから、ジェネリックはどれでもいいのではなく、自分の体には合わないとか、そういうものもたくさんある。

だから、そのようなことも入れていき、平成 24 年度までに 30%という努力をしているが、これでどれだけ浮くのかという感じがある、少しそのような諸点についてコメントをしておきたい。

(丹羽議員) 今、舛添臨時議員がおっしゃったことだが、何とか会とか、何とか協会という団体が民間にもたくさんあり、これが本当に大きな岩盤になっているケースはたくさんある。そのようなところにメスが入っていかないと、これは永遠に解決しないということで、先ほど草刈議長にお願いしたが、規制改革会議でも、そのようなところに、蟻の一穴でもいいから穴をあけていかないと、永遠に解決は難しい。

(大田議員) 伊藤議員、甘利議員、どうぞ。

(伊藤議員) 雇用保険について、国家から補助を出すというのは全く筋が通らない。雇用保険は保険制度なので、これは雇用者がお互いに支え合うという仕組みであり、そこはそこで回るような保険料を設定すべきである。今、どんどん黒字がたまっているわけだから、それが十分かと言われれば、未曾有の大不況がくれば足りなくなるのは当たり前だが、そのような未曾有の大不況がきたときには国家がサポートし、破綻させない。

これは銀行の預金保険でも同じことをやった。一生懸命積み立てて全然使われなくて、こんなにたくさん要らないと思っていた途端に今の銀行危機がきて、全部あつと言う間になくなってしまった。でも、それは交付国債を出して、預金保険機構を支えたので、同じようなことをすればいい。そのようなバックストップがあれば、普段から入れておいて積立金にためる必要はない。

これは保険の精神の一番最初に戻り、雇用保険は雇用保険だけで回るようなシステムにしておく。ただし、未曾有の大恐慌がきたときは話は別である。国は、そのような役割をするものである。

医療について一言だけ申し上げる。まさにお金がかかるというのは、そのとおりだが、やはり金がかかるからやらないということでは何も変わらない。医師免許を持っていながら勤務をしていない人がいるわけだから、それは適切な再訓練をした上で、パートタイムでもいいから戻ってきてもらう。そのようなシステムができるような病院の体制に誘導していくことは重要。

あるいは事故が起きたときの訴訟が怖いということであれば、先ほど出た無過失保険の範囲を広げる。今、産科では脳性麻痺しかカバーしていないが、ほかの事故もカバーするとか、あるいはほかの科に広げていくとか、無過失保険の拡大の方法はいろいろある。

あるいは全然健診に来ていないで、いきなり飛び込んできて出産と言われても困るのであれば、健診をもっと進める制度、例えば健診を保険化するなど方法はいろいろある。やはり改革の方法を考えていただいた上で、どこまでお金がかかるのかという議論をしていただきたい。

それから、看護師の仕事の範囲を広げるといいのだが、これはアメリカにナースプラクティショナーという制度があり、きちんと訓練した上で新しい資格を与え、それなりの報酬を与えるというものがある。是非そのようなナースプラクティショナー的な制度の導入を考えていただきたい。

(大田議員) 今のことに関連してですね。

(舛添臨時議員) 要するに、丹羽議員もおっしゃったが、私は比例代表で、一切組織から推されていない。私が歴代の大臣の中で最も改革をやっている方であることは御理解いただきたい。伊藤議員が言った改革も全部やっている。無過失補償制度も今度は全部入れている。しかし、構造改革は金がかからないのではないということをして是非御理解いただきたい。

それから、雇用保険の問題は、まさに国家の役割だが、そこは哲学の話になる。長寿医療制度も、1割しか高齢者の保険料が入らないのなら、保険制度ではなくなることになる。雇用に対して国がどこまで面倒を見るのが。何をやっても経営者側が全部面倒を見てくれるのかという話にもなるので、1,600億が、おっしゃるようにそのようなものはどこかに最後の支えがあればいいのではないかと言うが、雇用に対して福祉社会、福祉国家がどこまで持つのか。まさに社会保障の国民会議があるが、そのようなところで議論した上でないと、今のようにはっきり切るとするのは、いろいろな意味で余波が大き過ぎるということだけ申し上げておきたい。

(大田議員) 残り時間 10 分ですが、簡潔にどうぞ。

その前に、甘利議員、どうぞ。

(甘利議員) 地元の病院の院長がどうしても会いたいというので、昼間はあまりにも忙しいので診療が終わった後、夜にお会いしたことがあったが、彼の言によれば、自分はむちゃくちゃ働いている。働かざるを得ないとのこと。というのも、カルテ、レセプト電子化によって作業量が増えてしまったという。メディカルクラウドが十分機能しているのか。それから、その病院から産婦人科医が引き抜かれたとのこと。自治体で医師が足りないから、3,000万、4,000万というオファーがあり、給料がいいところにひき抜かれるという。その分、院長に全部負担がかかってきて、死ぬほど働いているが、それでも追いつかないという。そのような実態を国はどれくらいわかっているのか、と言うので、医師会を通じて実態は把握されているのではないですかと聞いてみたところ、開業医の声は把握されていても、組織として動いている病院の経営者としての医師の声がどれだけ把握され

ているのだろうかとの答えであった。

彼らは、医者という面と経営という面の両方で考えなければならない。すなわち、医療という面でその質を落とさないで、同時に、企業経営としての病院業務の効率化を進めなくてはならない。いくつかこのような試みに成功しているモデルケースを見つけて、それを普及、拡大していくことが必要なのではないだろうか。

(大田議員) ありがとうございます。

それでは、御手洗議員、八代議員、どうぞ。

(御手洗議員) 雇用保険について。確かに積み上がった残高が非常に多くて、現状の水準で国庫負担を更に続けるよりは、むしろ国庫負担を減らした方がいい、残高を減らした方がいいということは賛成であるが、やはり国民が安心するための最低限のセーフティーネットとして、緊急の場合に国がしっかりと機能する制度的な担保は是非残しておいてほしい。もちろん、国庫負担の金額を減らすということは、そのときの状況次第でいいと思う。

(大田議員) 八代議員、どうぞ。

(八代議員) せっかく社会保障国民会議からも来ていただいているので、一言申し上げたい。

社会保障国民会議では非常に幅広い分野について検討されていて楽しみな内容だと思うが、1点、公的年金制度のあり方についてコメントさせていただきたい。

税方式か社会保険方式かというのは、今、大きな話題になっており、経済財政諮問会議でも比較したことがある。社会保障国民会議でも比較されているが、そのやり方については、若干非現実的なケースも入れておられる。例えば、今、医療でも年金でも、これからどのようにして給付の抑制を考えていくかというときに、わざわざ今の給付を更に増やすようなシミュレーションケースというのは、はっきり言って非現実的だと思うが、それが2つも入っている。そうすると、新聞はそれを取り上げ、消費税は最大 18%にまで上げなければいけないとの見出しで書く。このような非現実的なケースは今後はやめていただけないだろうか。

経済財政諮問会議でも議論したような現実的な税方式、つまり、今まで未納だった人にもあえて払うということではなく、今の社会保険方式をそのまま税方式につなげられるような仕組みであれば、社会保障国民会議での試算でも 3.5%ぐらいで済む。これを重点的にターゲットとして比較していただく必要があるのではないか。

もう一つは、未納問題を、税方式か社会保険方式かの選択肢から、いただいた資料の2ページではあえて外しておられる。もちろん、中身を読むとそれが関係しているとは書いているが、しかし、未納の問題は年金制度の根幹を揺るがす問題である、年金制度の財政的持続可能性には影響しないかもしれないが、社会保障の持続可能性には当然影響する。つまり、未納の分だけ、将来の生活保護費が増えるということで、後世代に大きな負担を残すことになる。

公的年金制度の大きな役割の一つとして強制貯蓄ということがある。働いているうちに貯蓄のある人、所得のある人には強制的に貯蓄させて、高齢者になったときの生活費を賄う。この仕組みにおいて、実は今の社会保険方式の国民年金は完全に

破綻している。そこを認めないと、税方式か社会保険方式かの一番基本的な点が外れてしまうのではないか。

あとは細かい点であるが、例えば社会保険方式のままで未納保険料の徴収が可能かのような検討もなされているようであるが、未納なのは個人だけではなく、零細企業も同じであり、厚生年金の適用がどこまできちんといっているのか。例えば雇用保険と比べてかなり大きな差があり、そこは単にパートの人を厚生年金に強制適用すれば、未納問題が解決するというわけではない。そのような点も含めてきちんとして議論していただきたい。

そのような方式ごとの優劣の具体的な点に関しては、社会保障国民会議の最終的な報告の前に、是非経済財政諮問会議でも時間をかけた議論を一緒にさせていただきたいと考えている。

(大田議員) どうぞ。

(吉川社会保障国民会議座長、以下「吉川座長」) 八代議員から 2 点お話があった。

2 点目の未納問題が大きな問題であるという認識は、社会保障国民会議でも当然持っている。未納問題に関する議員の御発言は、一つの御意見として承った。

1 点目のシミュレーションについては、社会保障国民会議としてはできるだけあらかじめ決めつけたようなことをしないで、幅広くシミュレーションをしようというのが基本的な発想である。八代議員は現実的なケースと言われたが、何が現実的かというのは人によってさまざまであろう。はじめから非現実的としてやらないと決めつけて一つのシミュレーションしかやっていないと言われる場合もある。したがって社会保障国民会議としてはできるだけ幅広くとって、いろいろなケースについて検討した。この点で事務局は頑張ってくれた。

(大田議員) どうぞ。

(伊藤補佐官) 八代議員からの 1 点目は、私どもがある一定の方向に導こうということ

ことで複数の試算をしたわけではない。税方式についてもいろいろな提案がなされ、それを踏まえて典型的なモデルを幾つかつくって計算をさせていただいた。

この試算をするに当たっても、税方式の専門家の方々の御意見も踏まえて試算している。この誤解だけは是非解いていただければと思う。国民的な議論を深めていくために、客観的、中立的に試算の提示をさせていただいたということ。

(大田議員) では、一言だけお願いします。

(八代議員) 税方式だったら給付が増える、社会保険方式ならば増えない、というような非対称的な議論にならないようお願いしたい。給付を増やす可能性があるのだったら、社会保険方式の方でも給付を上げて、そのときは保険料をどれだけ上げなければいけないのだということを公平に検討していただければ結構だと思う。

(大田議員) 今日のこの件の議論はこの程度としたいが、また社会保障国民会議で御議論いただき、いずれ経済財政諮問会議でも議論させていただきたいと思えます。全体的なところで民間議員提案の歳出歳入一体改革のところではかに御意見はありますか。額賀議員、何かありますか。よろしいですか。

(額賀議員) はい。

(大田議員) 舛添臨時議員はよろしいでしょうか。

(舛添臨時議員) はい。

(大田議員) それでは、議長からお願いします。

(福田議長) 歳出改革について御議論いただいたが、社会保障も聖域ではない。「基本方針 2006」に則って、これまでの制度の中の非効率を徹底して削減する。

一方、社会保障は国民の安心基盤であり、現実をみると、医師不足や介護労働力の不足といった問題が新たに顕在化している。

このような新たな課題に対処して、国民の不安を解消することもまた重要である。新たな課題については、民間議員御提案のように、決して歳出規律を緩めることなく、まずは他の歳出減で賄うことで対応したいと考えている。

(大田議員) 議長からも話がありましたように、現行制度でしっかり効率化を進めて、「基本方針 2006」に対応する。新たな課題にも財政規律を守りながら対応するというので、この両方をしっかりと両立させるということが重要であるということだと思います。

社会保障国民会議は、引き続き、今日の御意見も踏まえて御議論いただいて、また経済財政諮問会議で議論させていただければと思います。

舛添臨時議員が今日提起された問題も、また今後、御議論させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

(舛添臨時議員、伊藤補佐官、吉川座長退室)

(大田議員) ありがとうございました。

それでは、次の議題に移りたいと思います。

○経済成長戦略について

(大田議員) お手元にあるように、経済成長戦略は、前回会合の民間議員からの提案、そしてこれまでの審議を踏まえ、各大臣の御協力をいただいて作成した。

1枚の図にまとめている。「つながり力」と「環境力」を新たな発想として取り入れ、「進路と戦略」で示された基本的方向に沿って、人口減少下においても持続的な成長を実現するための具体的な対策を示したものである。

具体的には、第1の柱である「全員参加経済戦略」では、新雇用戦略の実行や、サービス業・中小企業の生産性の向上、生活直結型産業の発展、世界最先端のIT国家化を掲げており、人材活用と生産性向上を図っていく。

第2の柱である「グローバル戦略」では、世界に開かれた経済の構築や、国際的な人材強化などを図ることにより、世界のダイナミズムを積極的に取り入れることで飛躍してきた国民性を最大限に発揮し、世界とともに成長することを目指す。

第3の柱である「革新的技術創造戦略」では、環境・エネルギー技術のトップランナー構想や、スーパー特区、国家的プロジェクト緊急予算などを実現させ、日本

経済の強みである技術力の維持・発展を図っていく。

この戦略については、今年度から 3 年間で「戦略実行重点期間」として、迅速かつ集中的に施策を実施する。

自由討議に入る前に、甘利議員から資料が提出されているので、御発言をお願いいたします。

(甘利議員) 経済成長戦略については、今後、「実行」が重要である。経済産業省としても、成長施策の牽引役として、引き続き積極的に貢献をしたいと考えている。

昨日、議長より、民間の叢智を結集した時限組織として、「イノベーション創造機構（仮称）」の創設に向けた検討を早急に進めるように御指示をいただいた。これは前回御説明したイノベーションを創出する仕組みの強化を具体化するものである。関係省とも連携しつつ、進めていきたい。

また、「経済成長戦略大綱」について、今般、各省の協力を得て、第 2 回目のローリングを行い、改定案をとりまとめたので、報告する。

大綱の改定案では、この場で重点的に審議をされた事項を中心にとりまとめられる新たな「経済成長戦略」にかかる施策も盛り込まれている。

これに加え、これまで決定をされた既存施策の進捗管理を行い、P D C A を回すことで施策を具体化・強化したものをとりまとめている。これにより、これまでの施策についても、確実に実行・強化をし、成長施策の全体を推し進めていく形となっている。

詳細は後ほど資料をごらんいただきたいが、この場で議論されてこなかった既存施策の強化について紹介したい。

例えば「1）イノベーションを生み出す仕組みの強化」では、昨年とりまとめられた「革新的医薬品・医療機器創出のための 5 か年戦略」について、今回新たに医療機器の審査体制の強化や審査基準の明確化といった施策を盛り込んでいる。

また「2）オープンな経済の構築」については、「貿易手続改革プログラム」について、今回、関係省庁と議論を進め、港湾の深夜早朝利用の推進に向けた取組などを強化する。

今後「基本方針 2008」のとりまとめと同時に、最終的に内容を確定し、大綱を決定したいと考えている。

(大田議員) ありがとうございます。それでは、この成長戦略につきまして、何か御意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(丹羽議員) 人口減少社会で持続的な経済成長を続けていくということで、今回、新たな発想として「つながり力」と「環境力」というものが打ち出されている。こここのところに力点を置きながら、日本の良さというか、ソーシャルキャピタルの考えを、特に「つながり力」の中に入れてやっていくことが、今回の骨太の方針の非常に大きな目玉になると思うので、この辺は特に力を入れたいと思う。

(大田議員) 伊藤議員、どうぞ。

(伊藤議員) 平成の開国と銘打つからには、自由貿易に日本が深くコミットすることが重要だと思う。経済成長戦略の資料に 2010 年までに E P A 締結国との貿易額

を全体の 25%以上にすることが書いてあるが、これにむかって確実に一つひとつ進めていくことが重要であり、いつまでも今までのような方針でいったのでは、なかなか遅々として進まない。

(大田議員) よろしいでしょうか。それでは、経済成長戦略については、本案のとおり経済財政諮問会議としてとりまとめさせていただきますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

(大田議員) それでは、本案どおりとりまとめたいと思います。今後、おおむね半年ごとに経済財政諮問会議でフォローアップすることとなっております。

最初のフォローアップでは、本戦略に基づいて、関係各省がどのように政策の具体化を進めているかを検証したいと思いますので、よろしく願いいたします。この戦略は、これまで行ってきた成長力強化のための政策と一体となって実行することとしておりますので、甘利議員におかれましては、今般改定された大綱を着実に推進していただきますよう、お願いいたします。

それでは、議長からごあいさつをいただきますが、ここでプレスが入室いたしますので、しばらくお待ちください。

(報道関係者入室)

(大田議員) 先ほど、経済財政諮問会議として、経済成長戦略をとりまとめました。

議長から、ごあいさつをお願いいたします。

(福田議長) 今般、経済成長戦略をとりまとめていただき、議員の皆様方には、大変お世話になった。

我が国が、未曾有の高齢化を乗り越え、世界の中で活躍していくためには、成長力強化が不可欠である。昨年末から、開かれた国づくり、全員参加の経済、革新的技術戦略の 3 本柱で精力的に御議論いただいた。高齢者、若者、女性の 220 万人の雇用充実を目指す「新雇用戦略」、空の自由化、留学生 30 万人計画などの開かれた国への取組、強みを発揮するための環境エネルギー技術革新計画やスーパー特区の創設といった、現内閣の特徴を打ち出せたものと思っている。

本日から「基本方針 2008」の策定に向けた議論が開始されているが、この戦略を「基本方針 2008」の重要な柱として盛り込み、福田内閣の成長力強化の指針としたい。引き続き、各議員の御尽力をお願いする。

(大田議員) ありがとうございます。

(報道関係者退室)

(大田議員) それでは、最後の 5 分、お手元に「基本方針 2008 骨子案」を配付しております。

初めに、内閣府の担当政策統括官から御説明いたします。

○「基本方針 2008」に向けて

(藤岡内閣府政策統括官) お手元の「基本方針 2008 骨子案」について御説明申し上げます。

全体で 6 章立てとなっている。

「第 1 章 総論」は、この方針の目的と役割について提示する予定である。

「第 2 章 成長力の強化」は、第 1 に、先ほどとりまとめられた「経済成長戦略」を盛り込む。第 2 に、我が国の発展にとって不可欠な「地域活性化（地方再生、農林水産業、中小企業等）」に関する具体的な施策を記述する予定である。

「第 3 章 低炭素社会の構築」は「1. 低炭素社会構築のための行動計画」、「2. 持続可能なライフスタイル」を掲げ、総理御指示の下、当会議でも御議論いただいた、推進に向けた具体的取組を記述する予定である。

「第 4 章 国民本位の行財政改革」は、柱として「1. 国民本位の行財政への転換」。内容としては「地方分権改革」、「生活者重視の行政システム（消費者行政、規制改革）」、「政府機能見直しプログラム～ムダ・ゼロの実現～」といったもの。総理が国会において、基本方針に盛り込むとされた「2. 道路特定財源の一般財源化、財政健全化を着実に進めるための」「3. 歳出・歳入一体改革の推進」、税制改革の重点事項を示す「4. 税体系の抜本的な改革に向けて（税制改革の重点事項）」を掲げ、それぞれについての具体的取組を明らかにする予定である。

「第 5 章 安心できる社会保障制度、質の高い国民生活の構築」は「1. 国民生活を支える社会保障制度のあり方等」、「2. 治安・防災、教育等」につき、具体的取組を記述する予定である。

「第 6 章 平成 21 年度予算の基本的考え方」は、昨年と同様「1. 今後の経済動向と当面の経済財政運営の考え方」、「2. 予算の基本方針」を記述する予定である。

(大田議員) 何か御意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

(大田議員) それでは、これを骨子案として、次回の経済財政諮問会議では、文章が書かれた素案をお示ししたい。

以上をもちまして、本日の経済財政諮問会議を終了いたします。時間配分に御協力、ありがとうございました。

(以 上)